

制定 平成 27 年 3 月 31 日 原規規発第 1503318 号 原子力規制委員会決定

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 87 条第 4 号の規定に基づき原子力規制委員会が行う確認に関する要領について次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

原子力規制委員会

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 4 号
の規定に基づき原子力規制委員会が行う確認に関する要領

原子力規制委員会は、实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 4 号の規定に基づき原子力規制委員会が行う確認に関する要領を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第 120919097 号（平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定））2.（2）の規定に基づき旧原子力安全・保安院より継承されている「实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 12 条第 4 号の規定に基づき経済産業大臣が行う確認に関する指針（内規）」（平成 21・02・06 原院第 3 号（平成 21 年 2 月 17 日原子力安全・保安院長制定））は、以後用いない。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 31 日より施行する。

(別添)

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 4 号の規定に基づき原子力規制委員会が行う確認に関する要領

1. 目的

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 87 条第 4 号に規定する確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、運転員に対し、運転員が運転責任者に係る基準等に関する規程（平成 13 年経済産業省告示第 589 号。以下「告示」という。）第 1 条に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合しているかどうかの判定を行うに当たり、その方法、実施体制等（以下「判定方法等」という。）が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、原子力規制委員会が確認を行うための要領として定めたものである。

2. 確認に関する要領

(1) 基準に適合しているかどうかの判定を行う申請者の判定方法等が、次の事項を満足し、関係法令の改廃及び保安規定の変更等の運転責任者に係る基準の変更を踏まえたものであることを確認する。

1) 基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること

判定を行う方法が客観的、公正かつ確実なものであること。

経験年数及び地位の確認は、記録により行われること。この場合、発電用原子炉の運転に関する業務については、その内容及び経験年数の算定基準が明確であること。

発電用原子炉の運転に必要な知識及び技能の判定は、運転実技試験、講習及び口答試験又は筆記試験（以下「試験等」という。）により以下のとおり行われるものであること。

- 運転実技試験は、告示第 1 条第 4 号イからニまでに掲げることに關し、運転責任者として必要な専門的技能の有無を判定するのに十分なものであること。
- 講習は、告示第 1 条第 4 号イからニまでに掲げることに關し、発電用原子炉の運転に必要な知識の向上を図る上で十分なものであること。
- 口答試験は、告示第 1 条第 4 号ニに掲げることに關し、運転責任者の職務を遂行するために必要な実務的知識の有無を判定するのに十分であること。
- 筆記試験又は口答試験は、告示第 1 条第 4 号イから八までに掲げることに關し、運転責任者の職務を遂行するために必要な実務的知識の有無を判定するのに十分であること。

上記 に係る判定条件が明確かつ定量的であること。

2) 基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること

基準に適合するかどうかの判定の手續が明確であること。

基準に適合するかどうかの判定及び基準に適合した者に係る更新の手續に関する業務（以下「合否判定等業務」という。）を行う組織及びその責任が明確に定められていること。

合否判定等業務に従事する者の経験、知識及び技能並びに人数が個別具体的に定められていること。

- 運転実技試験の試験員は、運転員に対し、シミュレータによる発電用原子炉の運転、事故（重大事故に至るおそれのある事故及び重大事故を含む。）時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関する訓練及びその結果の評価を行う業務の経験を有する者から選任されること。
- 講習の講師は、関係法令及び保安規定に精通している者、運転員の統督その他発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者からそれぞれ選任されること。
- 口答試験及び筆記試験の試験員は、原子力工学に関する知識を有する者、原子力発電所の運転管理又は研究・教育に経験を有する者、運転実技試験の試験員からそれぞれ選任されること。

合否判定等業務に従事する者、設備その他合否判定等業務の実施にすることが、客観的、公正かつ確実な判定の実施に支障を及ぼすものでないこと。

合否判定等業務の一部又は全部を行う組織が申請者以外の組織である場合には、当該組織の合否判定等業務の実施体制が（１）２）の から までを満たすことについて、申請者の品質保証計画に基づき適切に管理されていること。

関係法令の改廃、保安規定の変更等の運転責任者に係る基準に変更があり、当該変更を判定方法等に反映させる必要がある場合、判定方法等に反映する手続きが明確に定められていること。

3) 基準に適合した者に係る有効期間に関すること

基準に適合した者に係る有効期間が明確に定められていること。

有効期間は3年を超えないこと。

4) 基準に適合した者に係る更新の手續に関すること

基準に適合した者に係る更新の手續が明確であること。

更新の判定条件が明確に規定されており、かつ、当該条件が、新規に判定を受けようとする者に対する判定条件と比べても遜色ないものであること。

（２）上記（１）の確認において合否判定等業務を行う組織が申請者以外の組織である場合には、基準に適合しているかどうかの判定を行う申請者の判定方法等が、前回の確認以降に申請者が実施した（１）２）の品質保証

計画に基づく監査等の結果を踏まえたものであることを確認する。